大潟村建設工事等競争入札事務の取扱い

(目 的)

第1 この取扱いは、大潟村が発注する建設工事、製造、建設コンサルタント等(以下「建設工事等」という。)の請負又は委託契約に係る競争入札事務を適正かつ円滑に行うため、地方自治法、大潟村財務規則等に定めのあるもののほか、必要な事項を定めたものである。

(入札執行者)

- 第2 入札を執行する者(以下「入札執行者」という。)は、次に定める者とする。
 - (1) 請負対応額5千万円以上の入札執行者は、副村長又はその委任を受けた者とする。
 - (2) 請負対応額5千万円未満の入札執行者は、所管する課所の長又はその委任を受けた 者とする。
 - (3) 入札執行者は、入札調書(様式第1号)添付の上、入札結果を村長に報告しなければならない。

(入札立会人)

第3 入札執行に際し、立会人をおくものとし、その立会人は税務会計課長若しくはその委任を 受けた者とする。

(公告等)

- 第4 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項については、契約担当者が 定めるものとする。
 - 2 契約担当者は、条件付き一般競争入札にあっては大潟村条件付き一般競争入札実施要綱第 3条に基づき公告し、周知しなければならない。

(指名競争入札参加者の選定等)

- 第5 契約担当者は、大潟村建設工事入札制度実施要綱第5条に規定する建設業者等級格付名簿 に登載されている者の中から、指名するものとする。
 - 2 契約担当者は、次の各号に掲げる事項を明記の上、指名競争入札に係る指名通知を作成するものとする。
 - (1)入札に付する事項
 - (2) 関係図書閲覧方法
 - (3) 予定価格(消費税及び地方消費税を含み、事前公表する場合に限る。)
 - (4) 現場説明の日時及び場所(現場説明する場合に限る。)
 - (5) 入札保証金
 - (6) 入札及び開札の日時及び場所
 - (7) その他必要な事項

(予定価格の事前公表)

- 第6 契約担当者は、建設工事で入札に付するもののうち、原則として2,000万円以上の条件付き 一般競争入札については予定価格(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)を事前公表 できるものとする。ただし、予定価格を事前公表することにより、適正な競争性が確保でき ないと認められる場合は、予定価格を事前公表しないことができるものとする。
 - 2 予定価格の事前公表は、入札審査会の意見を踏まえ、審査を経て行うものとする。

(入札参加資格等の取消し)

第7 契約担当者は、指名競争入札執行通知を確実な方法で行うものとし、この通知をした後当該入札されるまでの間に大潟村建設工事等入札参加者指名停止基準に基づき指名停止された場合は入札参加資格又は指名を取り消すものとする。

(施工条件等の明示等)

- 第8 契約担当者は、設計図書の閲覧、貸出または複写をもって施工条件及び契約条件等の明示を行うものとし、原則現場説明は行わないものとする。ただし、製造、建設コンサルタント等及び大規模かつ技術的に難易度の高い建設工事で設計図書の閲覧等のみによっては見積もりが困難と認められるもの(以下「大規模等建設工事」という。)については、現場説明を行うことができる。
 - 2 契約条件等は、次の各号について明示するものとする。
 - (1) 前払金の有無
 - (2) 契約保証金の納付の有無
 - (3) 建設労災補償共済制度、建設業退職金共済制度等の加入状況の提示等
 - (4) 議会の議決を要するものについては仮契約の締結
 - (5) 質疑応答期間の設定
 - (6) その他特に必要な事項

(入札参加者の非公開)

- 第9 入札に付する全ての建設工事等について入札参加者等の事前公表はしないものとする。
 - 2 入札参加業者数についても非公開とする。
 - 3 入札後においては、業者名及び業者数を公表する。

(随意契約の取扱い)

- 第10 随意契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号を適用して行う建設工事等における随意契約の取扱いを明確にし、適正かつ円滑な運用を確保するものとする。
 - 2 前項の規定により随意契約を行おうとする場合は、随意契約理由書(様式第2号)を作成 し、入札審査会の審議を経るものとする。

(物品の調達の取扱い)

- 第11 物品の購入等については、建設工事等と同様の取扱いとする。
 - 2 メーカー指定については、その理由を明確にするとともに、原則としては同等品で入札を 行うものとする。

(見積期間)

- 第12 建設工事の入札に当たっては、入札価格を算出するために必要な期間(以下「見積期間」 という。)を設けなければならない。
 - 2 前項の見積期間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない事情があると きは第2号及び第3号を5日以内に限り短縮することができる。
 - (1) 1件の予定価格が500万円に満たない建設工事については1日以上
 - (2) 1件の予定価格が500万円以上5,000万円に満たない建設工事については、10 日以上
 - (3) 1件の予定価格が5,000万円以上の建設工事については15日以上
 - (4) 建設工事の内容が単純な補・改修であり、積算が容易と判断される場合、或いは災害 等により緊急を要する場合にあっては、同項第1号の規定を準用できるものとする。
 - 3 見積期間の計算は、設計図書等の閲覧開始の日又は現場説明の翌日から起算し、入札日の前日までの期間について行うものとし、見積期間には土曜日、日曜日、祝日等を含むものとするが、見積りに相当期間を要する場合、見積りが年末年始等の長期連休に及ぶ場合等は、土曜日、日曜日、祝日等を含めないことができる。
 - 4 製造・建設コンサルタント等にあっては、入札価格を算出するための期間を考慮し設定するものとする。

(入札への参加者)

- 第13 次の各号の一に該当するものを入札に参加させてはならない。
 - (1) 入札日において、入札参加資格又は指名を取り消されている者
 - (2) 正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者

(入札保証金)

- 第14 入札執行者は、入札前に現金又は大潟村財務規則で定める有価証券をもって入札金額の100 分の5以上の額の入札保証金を納付させなければならない。ただし、次のいずれかに該当す る場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
 - (1) 入札参加者が保険会社との間に村を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
 - (2)入札参加者が過去2年間の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする 契約を数回にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しない こととなるおそれがないと認められるとき。
 - 2 入札保証金は、入札の終了後直ちに還付するが、落札者に対しては、当該契約の締結後に

還付する。

3 入札保証金には、利子を付さない。

(入札の場所)

第15 入札は、役場庁舎その他入札が適正に行われるような場所で執行しなければならない。

(入札の準備)

第16 入札執行者は、予定価格調書、くじその他入札の執行に必要なものを準備しなければならない。

(入札辞退)

- 第17 指名競争入札において、入札参加者が入札を辞退しようとするときは、入札執行者は、当該入札参加者に対し、次の各号に掲げるところにより入札辞退届を書面で提出させるものとする。
 - (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届(様式第3号)を持参又は郵送により提出させること。
 - (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を直接提出させること。
 - 2 契約担当者は、入札を辞退した者に対しこれを理由として以後の指名等について不利益な 取扱いをしてはならない。

(入札の取止め等)

- 第18 入札執行者は、入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。(様式第4号)
 - 2 天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることができる。

(入札の秩序)

- 第19 次の各号の一に該当する者は、入札執行の場所から退場させることができる。
 - (1) 私語、放言等をなし、入札の執行を妨げた者
 - (2) 不穏の行動をなす者

(入札の執行)

- 第20 入札は、入札執行時間に達したときに入札会場を閉鎖し、入札を開始する旨を告げ、入札 参加者に入札書を提出させ、又は入札箱に投入させることにより行う。
 - 2 入札執行者は、入札に付するもののうち、郵便により提出させることができるものとする。

この場合においては、入札書在中の旨を表記した封筒に封入のうえ、更にこれを封書にして 書留の取扱いにより提出するものとする。

- 3 代理人が入札する場合は、委任状を提出させなければならない。
- 4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 5 入札書の金額については、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載させるものとする。

(入札書の書換え等の禁止)

第21 入札執行者は、入札書の書換え、引換え又は撤回をさせてはならない。

(無効の入札)

- 第22 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
 - (2) 入札保証金を納付させる場合、入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
 - (3) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
 - (4) 同一の入札について、2人以上の入札者の代理人となった者の入札
 - (5) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札
 - (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂 正した入札
 - (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
 - (8) 記名押印を欠く入札
 - (9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

(開 札)

- 第23 開札は入札の場所において、入札の終了後直ちに入札参加者の立会いのもとに行わければ ならない。
 - 2 入札執行者は、開札を宣言した上、直ちに入札書を開封し、その適否の審査を行わなければならない。
 - 3 開札は、開札の場所において、落札候補者の氏名及び落札金額を読み上げて行うものとす る。

(落札者の決定)

第24 入札執行者は予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した 者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては当該契約内容に適合 した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公 正な取引きの秩序を乱すことになるおそれがあって著しく不適当であると認めれるときは、 その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低 の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち 最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限範囲内の価格で最低制限価 格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 3 入札執行者は、落札者を決定したときは直ちに口頭又は書面によりその旨を落札者に通知 しなければならない。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

- 第25 入札執行者は、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより 落札者を決定しなければならない。
 - 2 前項の場合においては、初めにくじにより、落札者を決定するくじを引く順番を決め、その順番で落札者を決定するくじを引かせるものとし、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせなければならない。

(再度の入札)

- 第26 入札執行者は、開札をした場合において、落札とすべき入札をした者がいないときは、直 ちに再度の入札を行うことができる。この場合において再度の入札は原則として1回までと する。
 - 2 前項による再度の入札を行うときは、次の各号の一に該当する者は再度の入札に参加する ことができない。
 - (1) 第22第1号から第5号までのいずれかに該当し、入札を無効とされた者
 - (2) 第22第9号の規定に該当し、入札を無効とされた者で再度の入札に参加させることが不適当と認めれる者
 - (3) 最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回った価格で入札した者
 - 3 第17及び第18の規定は、再度の入札の場合に準用する。

(不調時の取扱い)

第27 入札執行者は、再度入札によってもなお落札者がないときは入札を打ち切るものとし、予 定価格と最低入札価格との差が少額で随意契約ができると認められる場合を除き、指名替等 を行い、新たな入札を行うこととする。

(契約保証金)

第28 落札者は、契約書の提出と同時に請負代金額の10分の1以上の金額を保証する次に掲げる契約の保証の一(役務的保証にあっては請負代額の10分の3以上の金額を保証する公共工事履行保証証券による保証)を付さなければならない。

ただし、あらかじめ契約担当者が契約保証金を必要としない旨を示した場合は、この限りでない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
- (3)銀行等又は保証事業会社の保証
- (4) 公共工事履行保証証券による保証
- (5) 履行保証保険契約の締結
- 2 契約保証金は、契約者の義務履行時に還付する。ただし、契約の定めるところによりかし 担保義務期間の満了までのその全部又は一部の還付を留保される場合がある。
- 3 契約保証金には利子を付さない。

(契約書の提出)

第29 契約担当者は契約書又は請書を作成する場合においては、落札者に契約書等に記名押印させ、落札通知した日から7日以内に契約を締結しなければならない。

ただし、やむを得ない事由により書面をもってその期限の延長を願い出て承認をうけた時は、この限りでない。

2 落札者が前項の期間内に契約を締結しなかった場合は、その落札は効力を失う。

(異議の申立て)

第30 入札執行者は、入札後、入札参加者からの契約書、契約事項の各条項、設計書、仕様書、 図面、現場説明事項についての不明又は錯誤を理由とした異議は認めないものとする。

(その他)

- 第31 入札執行者は、当該入札を公正に執行するために必要があると認めるときは、入札参加者に見積内訳明細書及び誓約書(様式第5号)の提出を求めることができるものとする。
 - 2 前項の見積内訳明細書を提出させる場合は、その旨を入札公告、又は指名通知書に記載しなければならない。

附則

- 1 この取扱いは、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成 7年 5月22日一部改正
- 3 平成 9年 4月 1日一部改正
- 4 平成12年 1月11日一部改正
- 5 平成15年 4月 1日一部改正
- 6 平成17年 4月 1日一部改正
- 7 平成19年 4月 1日一部改正
- 8 平成20年10月 1日一部改正

- 9 平成27年 9月 3日一部改正
- 10 令和 元年 5月 1日一部改正
- 11 令和 元年10月 1日一部改正